

○職員の定年に関する規則

〔 令和 5 年 8 月 15 日 〕  
規 則 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の定年等に関する条例(昭和 59 年条例第 24 号。以下「条例」という。)に基づき、職員の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長職員の併任の制限)

第 2 条 組合長は、勤務延長職員(条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続き勤務している職員をいう。以下同じ。)が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合を除き、勤務延長職員を併任することができない。

(定年に達している者の任用の制限)

第 3 条 組合長は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、組合長の要請に応じ、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は高知縣市町村総合事務組合退職手当条例(平成 17 年高知縣市町村総合事務組合条例第 21 号)に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となっているもの(これらの職のうち一の職から他の職に 1 回以上引き続いて異動した者を含む。)を、当該職に係る定年退職日(条例第 2 条に規定する定年退職日をいう。次項及び第 5 条において同じ。)以前に採用する場合は、この限りでない。

2 組合長は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

(辞令の交付)

第 4 条 組合長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 6 号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 職員が定年退職(条例第 2 条の規定により退職することをいう。)をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合

(6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合  
(職員への周知)

第5条 組合長は、職員に係る定年及び定年退職日を適当な方法によって職員に周知させなければならない。

(報告)

第6条 組合長は、定年に達した職員に係る勤務延長の状況に関し、施設長から定期的に報告を求め、その的確な把握に努めるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、職員の定年の実施に関し必要な事項は、組合長が定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員)

第2条 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第6号。以下「改正条例」という。)附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(改正条例の施行の日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(同項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例による改正前の条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が条例第3条に規定する定年である職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

3 第5条第2項ただし書の規定は、改正条例附則第2条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(その他)

第3条 前条に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、組合長が定める。